

情報公開・個人情報保護審議会の審議状況

情報公開制度の改善等について意見を聴く附属機関として情報公開運営審議会が、県機関における個人情報の例外的な取扱いや個人情報保護制度の改善等について意見を聴く附属機関として個人情報保護審議会が設置されていましたが、両審議会を統合して情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）が設置されました。委員の任期は2年であり、平成28年4月に第4期（平成28年4月1日～平成30年3月31日）が発足しました。

平成29年度は、審議会が5回開催され、個人情報保護条例関係では、「知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて」等の21件を実施機関が諮問しました（審議会は17件にまとめて答申）。

市町村課が事務局となる住民基本台帳法関係では、「本人確認情報の保護に関する事項（住民基本台帳法第30条の15第2項第2号）について」の1件を知事が諮問しました（答申1件）。

1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 3 8 回 全 体 会	平成29年 5月25日（木）	1 個人情報取扱事務の登録等について 2 「要配慮個人情報」の取扱制限の適用除外に係る審議について 3 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について 4 学校と警察との情報連携制度の運用状況について
第 3 9 回 全 体 会	平成29年 7月31日（月）	1 個人情報取扱事務の登録等について 2 知事ほか7実施機関の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて（諮問）
第 4 0 回 全 体 会	平成29年 9月14日（木）	1 個人情報取扱事務の登録等について 2 住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について（諮問） 3 監視カメラ等による個人情報の収集について 4 知事ほか9実施機関の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて（諮問） 5 平成28年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について 6 平成28年度特定個人情報保護評価の実施状況等について
第 4 1 回 全 体 会	平成29年 11月27日（月）	1 個人情報取扱事務の登録等について 2 カメラによる外形上明らかな要配慮個人情報の収集について 3 地方独立行政法人神奈川県立病院機構の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて（諮問） 4 知事ほか14実施機関の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて（諮問） 5 住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について（諮問）
第 4 2 回 全 体 会	平成30年 3月19日（月）	1 個人情報取扱事務の登録等について 2 知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて（諮問） 3 知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第10条の規定に基づくオンライン結合による保有個人情報の提供について（諮問） 4 カメラ映像の行政文書該当性について

2 審議会の審議状況

(1) 実施機関における個人情報の保護に関する審議状況

ア 平成29年7月26日付け情公第7号等で各実施機関が諮問した「知事等から諮問された条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いの制限について」等が、第39回審議会、第40回審議会及び第41回審議会に付議されました。

条例改正により平成30年1月1日から要配慮個人情報原則取扱禁止となることを受け、既存の事務事業等の実施のために要配慮個人情報を取り扱うことについて、各実施機関が諮問したものです。

審議の結果、要配慮個人情報の取扱いを認める類型的な場合（類型答申）及び個別の事務（個別答申）が答申されました。（第42号～第56号）

イ 平成30年3月6日付け情公第20号で知事が諮問した「条例第6条の規定に基づく要配慮個人情報の取扱い」が、第42回審議会に付議されました。

「口腔ケアによる健康寿命延伸事業事務」において、口腔機能の改善効果を評価分析し、事業参加者の病歴及び服薬状況について情報を得るため、要配慮個人情報である「病歴」、「健康診断等の結果」及び「医師等による指導・診療・調剤」、を利用することが当該事務の目的達成に必要不可欠であるため、知事が諮問したものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第57号）されました。

ウ 平成30年3月6日付け情公第21号で知事が諮問した「条例第10条の規定に基づくオンライン結合による保有個人情報の地峡について」が、第42回審議会に付議されました。

「住宅宿泊事業法に基づく届出受理及び監督事務」において、利用者や施設周辺の住民が合法的な宿泊施設であることを迅速に確認するため、また、違法施設への抑止力とするため、住宅宿泊事業者から届出のあった住宅の「届出番号」と「届出住宅の住所」を、県ホームページに掲載してインターネット利用者に提供するに当たり、住宅宿泊事業法には届出番号や届出住宅をインターネットで公表することを求める規定はなく、個人の住宅宿泊事業者から同意を得る予定もないことから、オンライン提供の実施の当否について、知事が諮問したものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第58号）されました。

(2) 本人確認情報の保護に関する審議状況

平成29年9月11日付け市町第401号で知事が諮問した「住民基本台帳法第30条の40第2項の規定に基づく本人確認情報の保護に関する事項について」が、第40回審議会及び第41回審議会に付議されました。

諮問の内容は、住民基本台帳法施行条例に規定する予定の利用提供事務が、平成14年11月14日付け答申（平成21年7月9日付けで一部変更を認める答申）で適当と認められた利用提供事務の基準に合致していることの確認を求めるものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第41号）されました。

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(50音順、平成30年3月31日現在)

氏名	現職	備考
新井 隆	神奈川県社会福祉協議会 事務局長兼総務企画部長	
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授	会長
小向 太郎	日本大学危機管理学部危機管理学科教授	
柏尾 安希子	神奈川新聞社統合編集局文化部デスク兼論説委員	
塩入 みほも	駒澤大学法学部政治学科准教授	副会長
沼野 伸生	株式会社沼野Associates 代表取締役	
宮浦 陽子	神奈川県中小企業団体中央会 かながわ女性経営者中央会会長	
森田 明	弁護士（神奈川県弁護士会）	
湯淺 壘道	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授	
和久 晴雄	神奈川県消費者団体連絡会 幹事	

任期 平成28年4月1日～平成30年3月31日